

聖徳太子と十七条憲法

九州王朝の東進

1、十七条憲法とは

推古女帝の摂政 「聖徳太子」作ではありえない

2、菩薩天子と九州王朝

多利思北孤の東進の 方針指示書 と言える

前回までの話し 中国正史に見える倭・倭国とは

後漢(25年~220年)

後漢書「倭在韓東南大海中、依山嶋為居、
～建武中元二年倭奴国奉貢朝賀、～光武賜以印綬。」

金印

魏(220年~265年)

三国志「倭人、在帶方東南大海之中。依山島為国邑。」

卑弥呼

宋(420年~479年)

宋書「倭国、在高麗東南大海中、世修貢職。～倭讚、～弟珍立、
～倭国王濟、～倭王世子興、～弟武立、」

倭の五王

隋(581年~618年)

隋書「倭国、在百濟新羅東南、～於大海之中依山島而居。
魏時、訊通中国。～有阿蘇山、其石無故火起接天者、」

唐(618年~907年)

旧唐書「倭国者、古倭奴国也。～在新羅東南大海中。依山島而居」
「日本国者、倭国之別種也。～或云、日本旧小国、併倭国之地。
其国界東西南北各数千里、西界、南界咸至大海、
東界、北界有大山為限、山外即毛人之国。（703年初登場）」

倭国のことは、共通して
大海の中にある島国であると記述



7世紀以降、日本国（大和朝廷）が、
倭国（九州王朝）を併合した。

古田武彦氏の観点



『古事記』 『日本書紀』 は、北魏の『魏書』 にならって、

①九州王朝の事績を盗用した記事と、

⇒この場合、天皇とあるのは九州王朝の天皇

②一豪族であった天皇家祖先の伝承記事が、

⇒この場合の天皇は（天皇では無い）天皇家の祖先

並行して記載されている。



7世紀まで、列島を代表する国は倭国で、
倭国＝九州王朝という話をしてきました。

十七条憲法とは

摂政：聖徳太子

第一条



推古天皇

第二条



第三条



第四条



ブログ「ボケプリ 涙と笑いの日本の歴史」より

◆推古12年（604）夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親筆作憲法十七條。

- 一曰以和爲貴無忤爲宗。人皆有黨亦少違者是以或不順君父乍違于隣里然上和下睦諧於論事則事理自通何事不成。
- 二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗。何世何人非貴是法人鮮尤惡能教從之。其不歸三寶何以直枉。
- 三曰承詔必謹君則天之臣則地之。天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆天則致壞耳。是以君言臣承上行下靡。
故承詔必慎不謹自敗。
- 四曰群卿百寮以禮爲本其治民之本要在乎禮上不禮而下非齊下無禮以必有罪。
是以群臣有禮位次不亂百姓有禮國家自治。
- 五曰絕糞棄欲明辨訴訟其百姓之訟一日千事一日尚爾況乎累歲。頃治訟者得利爲常見賄聽讞。
便有財之訟如石投水乏者之訴似水投石。是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕。
- 六曰懲惡勸善古之良典是以无匿人善見惡必匡。其諂詐者則爲覆國家之利器爲絕人民之鋒劔。
亦佞媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失。其如此人皆无忠於君无仁於民是大亂之本也。
- 七曰人各有任掌宜不濫。其賢哲任官頌音則起奸者有官禍亂則繁。世少生知剋念作聖。
事無大小得人必治時無急緩遇賢自寬。因此國家永久社稷勿危。故古聖王爲官以求人爲人不求官。
- 八曰群卿百寮早朝晏退。公事靡盬終日難盡。是以遲朝不逮于急早退必事不盡。
- 九曰信是義本每事有信。其善惡成敗要在於信。群臣共信何事不成。群臣无信萬事悉敗。
- 十曰絕忿棄瞋不怒人違人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非。我必非聖彼必非愚共是凡夫耳。
是非之理詎能可定。相共賢愚如鑲无端。是以彼人雖瞋還恐我失。我獨雖得從衆同舉。
- 十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰
- 十二曰國司・國造勿斂百姓國非二君民無兩主。率土兆民以王爲主所任官司皆是王臣。何敢與公賦斂百姓。
- 十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如曾識其以非與聞勿防公務。
- 十四曰群臣百寮無有嫉妬我既嫉人人亦嫉我嫉妬之患不知其極。所以智勝於己則不悅才優於己則嫉妬。
是以五百之乃今遇賢千載以難待一聖。其不得賢聖何以治國。
- 十五曰背私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非同則以私妨公憾起則違制害法。
故初章云上下和諧其亦是情歟。
- 十六曰使民以時古之良典。故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可使民。其不農何食不桑何服。
- 十七曰夫事不可獨斷必與衆宜論少事是輕不可必衆。唯逮論大事若疑有失。故與衆相辨辭則得理。



◆推古12年（604）夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親肇作**憲法**十七條。

現代の憲法とは、明治初期に西欧の「constitutional」に漢字を当てたもの
「constitutional law」：国のあり方・理念を法文化したもの

⇒ 十七条憲法の「憲法」と、現代の憲法は異なるもの

当時の「憲法」とは？

中国戦国時代の『国語』

- ◆中行穆子帥師伐狄圍鼓 鼓人或請以城叛 穆子不受。軍吏曰「可無勞師而得城 子何不為？」
穆子曰「非事君之礼也。夫以城来者 必将求利于我 夫守而二心 奸之大者也 **賞善罰奸**
国之憲法也 許而弗予 失吾信也。若其予之 賞大奸也 奸而盈祿 善將若何？且夫狄之憾者
以城来盈願 晋豈其無？是我以鼓教吾辺鄙貳也。夫事君者 量力而進 不能則退 不以安賈貳。

中行穆子（ぼくし）が兵を率いて狄（てき）を攻め、鼓を包囲した。鼓人が城を挙げて投降してきたが、穆子は受け入れなかった。軍吏が「兵の労無く城を得るのに何故拒否するのか？」と聞くと、穆子は「これは主君に仕える礼ではない。城を守りながら二心を持つのは大いなる奸である。**善を賞し奸を罰するのが国の憲法だ。**もしこれを許した上で利を与えなかったら我々に信を失い、利を与えたら大奸を賞することになる。奸で禄を満たせるなら善の者はどうなるのだ。狄でうらむ者が私欲を満たそうとしているが、晋（我国）にこのような者がいないと言えるか？これは我が辺境で二心を抱く者にも教えることになる。主君に仕える者は自分の力を量って進み、力がなければ退くものであり、楽をして裏切り者を買収してはならない。」

ちなみに、**憲** 害の口の代わりに目と心、「塞ぎ止める」意を持つ。

十七条憲法以前に、成文化した憲法は中国正史には見られない。

「憲法」という用語が出てくる中国正史

『後漢書』の蔡邕 (さいよう) 列伝・方術列伝・鮮卑列傳

『晋書』の慕容德 (ぼようたく) 伝、魏書李崇 (りすう) 崔亮 (さいりょう) 列伝

『隋書』循吏列伝※

『旧唐書』高祖二十二子列伝・尉遲敬德 (うっちけいとく) 列伝・尹思貞 (いんしてい) 列伝

※隋書循吏列伝:「汝等、憲法を犯すと雖も、枷鎖(かさ)の刑は大辛苦だろう。」

⇒つまり憲法とは、違えれば罰を伴う行動規範と言うようなもの。

ところが、いつの時代・誰によって定められたと言う記述が全く無い。

いわゆる「不文律」のようなものと考えざるを得ない。



十七条憲法で言う国家は、法治国家では無くて人倫的な国家です。
たとえば**憲法では刑罰についての規定がない**、
新しい制度をつくり変えるということもないわけです。

『十七条憲法と三経義疏』1971年



井上光貞

「統治の根本規範」 ≠ 「これに違えれば罰を伴う行動規範」

一曰 和を以て貴しと為す。忤^(さから)うこと無きを宗とせよ。人皆党あり又達するもの少なし。故に君父に順わず、隣里に違^(たが)う。しかし上和らぎ下睦^(むつ)ぶと事理おのずとかよう。何事も成すことができる

二曰 篤く三宝を敬へ、三宝とは仏・法・僧なり
三曰 詔を承れば必ず謹め、君を天、臣を地とす
四曰 群臣百寮、礼を以て本とせよ
五曰 饗を絶ち欲を棄て
六曰 勸善懲悪
七曰 人各の任有り
八曰 群卿百寮、朝早く出仕し、おそく退出せよ
九曰 信は義の本なり
十曰 人の違う所を怒るな
十一曰 賞罰を明瞭にせよ
十二曰 国司・国造は私税を徴収するな、国に二君無く、民に両主無し
十三曰 任官された者は、同じく職掌を知れ
十四曰 群臣百寮、嫉み妬むこと無かれ
十五日 人に私心あれば必ず恨み有り、心残りあれば和さず、私心が公を妨げ、制に違え法に害する、第一条で上下和諧としたのは是のためだ
十六曰 民を使うに時を選べ
十七曰 事を独りで判断せず衆議せよ

「倭国を以て貴と為す」説があるが、15条との関連で否定される。

和を1条とするは、『論語』の用例「礼之用和為貴」礼は元来厳しいものだが、そこに和があることが大事だとも異なる。

記紀で和をニギと読ませ、天国族＝倭に同一視させたためか？

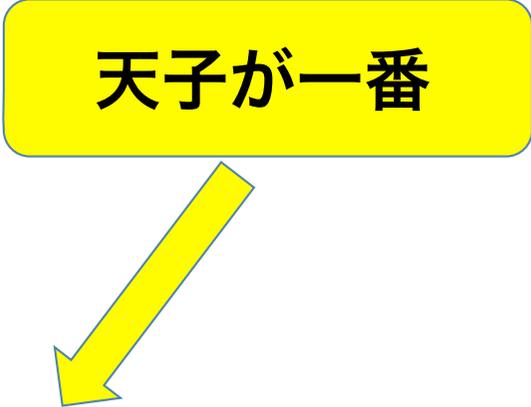
倭＝従順な人・「周道倭遅」

仏教が一番

- 一曰 和を以て貴しと為し
- 二曰 篤く三宝を敬へ、三宝とは仏・法・僧なり
- 三曰 詔を承れば必ず謹め、君を天、臣を地とす
- 四曰 群臣百寮、礼を以て本とせよ
- 五曰 饗を絶ち欲を棄て
- 六曰 勸善懲悪
- 七曰 人各の任有り
- 八曰 群卿百寮、朝早く出仕し、おそく退出せよ
- 九曰 信は義の本なり
- 十曰 人の違ふ所を怒るな
- 十一曰 賞罰を明瞭にせよ
- 十二曰 国司・国造は私税を徴収するな、国に二君無く、民に両主無し
- 十三曰 任官された者は、同じく職掌を知れ
- 十四曰 群臣百寮、嫉み妬むこと無かれ
- 十五曰 私を背き公に向くのが臣の道なり
- 十六曰 民を使うに時を選べ
- 十七曰 事を独りで判断せず衆議せよ

- 一日 和を以て貴しと為し
二日 篤く三宝を敬へ
三日 詔を承れば必ず謹め、君を天、臣を地とす
四日 群臣百寮、礼を以て本とせよ
五日 饗を絶ち欲を棄て
六日 勸善懲悪
七日 人各の任有り
八日 群卿百寮、朝早く出仕し、おそく退出せよ
九日 信は義の本なり
十日 人の違う所を怒るな
十一日 賞罰を明瞭にせよ
十二日 国司・国造は私税を徴収するな、国に二君無く、民に両主無し
十三日 任官された者は、同じく職掌を知れ
十四日 群臣百寮、嫉み妬むこと無かれ
十五日 私を背き公に向くのが臣の道なり
十六日 民を使うに時を選べ
十七日 事を独りで判断せず衆議せよ

天子が一番



- 一曰 和を以て貴しと為し（其一・其二）
二曰 篤く三宝を敬へ
三曰 詔を承れば必ず謹め、君を天、臣を地とす
四曰 群臣百寮、礼を以て本とせよ（其一）
五曰 饗を絶ち欲を棄て（其五）
六曰 勸善懲悪
七曰 人各の任有り（其四）
八曰 群卿百寮、朝早く出仕し、おそく退出せよ
九曰 信は義の本なり
十曰 人の違う所を怒るな
十一曰 賞罰を明瞭にせよ（其五）
十二曰 国司・国造は私税を徴収するな、国に二君
十三曰 任官された者は、同じく職掌を知れ
十四曰 群臣百寮、嫉み妬むこと無かれ
十五曰 私を背き公に向くのが臣の道なり
十六曰 民を使うに時を選べ（其三）
十七曰 事を独りで判断せず衆議せよ

残りの14条は、 官僚の行動規範・服務規程

これには手本がある。
北周の『六条詔書』（544年）だ。

天子（太祖＝宇文泰）が、
地方長官へ課した規範書。
百官に習誦させ、地方長官任命の必須要件と
した。

- 其一 「心を治めることを先とする」至公
其二 「教化をあつくする」百姓の王化
其三 「地の利を尽くす」農業育成
其四 「賢良を抜擢する」補佐官の任用
其五 「獄訟に情けをかける」公平な刑罰
其六 「賦役を等しくする」徴税の心得

『名古屋大学文学部研究論集（史学）』1967年、
谷川道雄『蘇綽の六条詔書について』より

- 一曰 和を以て貴しと為し
二曰 篤く三宝を敬へ
三曰 詔を承れば必ず謹め、君を天、臣を地とす
四曰 群臣百寮、礼を以て本とせよ
五曰 饗を絶ち欲を棄て
六曰 **勸善懲悪（『韓非子』）**
七曰 人各の任有り
八曰 群卿百寮、朝早く出仕し、おそく退出せよ
九曰 **信は義の本なり（『論語』）**
十曰 **人の違う所を怒るな（仏教の言う煩惱）**
十一曰 賞罰を明瞭にせよ
十二曰 国司・国造は私税を徴収するな、国に二君無く、民に両主無し
十三曰 **任官された者は、同じく職掌を知れ（『論語』）**
十四曰 **群臣百寮、嫉み妬むこと無かれ（仏教の十悪）**
十五曰 **私を背き公に向くのが臣の道なり（『韓非子』）**
十六曰 民を使うに時を選べ
十七曰 **事を独りで判断せず衆議せよ（『韓非子』）**

残りの14条は、

官僚の行動規範・服務規程

これには手本がある。

- 1、韓非子の法治主義の教え
- 2、論語の儒教の教え
- 3、仏教の教え

第8条は倭国独自の規範・規定

◆推古12年（604）夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親筆作憲法十七條。

- 一曰以和爲貴無忤爲宗。人皆有黨亦少違者是以或不順君父乍違于隣里
- 二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗。何世何人非
- 三曰承詔必謹君則天之臣則地之。天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆故承詔必慎不謹自敗。
- 四曰群卿百寮以禮爲本其治民之本要在乎禮上不禮而下非齊下無禮以是以群臣有禮位次不亂百姓有禮國家自治。
- 五曰絕糞棄欲明辨訴訟其百姓之訟一日千事一日尚爾況乎累歲。頃治便有財之訟如石投水乏者之訴似水投石。是以貧民則不知所由
- 六曰懲惡勸善古之良典是以无匿人善見惡必匡。其諂詐者則爲覆國家之亦佞媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失。其如此人皆无忠於君无仁於民是天亂之本也。
- 七曰人各有任掌宜不濫。其賢哲任官頌音則起奸者有官事無大小得人必治時無急緩遇賢自寬。因此國家
- 八曰群卿百寮早朝晏退。公事靡盬終日難盡。是以遲朝
- 九曰信是義本每事有信。其善惡成敗要在於信。群臣共信何事不成。群臣无信萬事悉敗。
- 十日絕忿棄瞋不怒人違人皆有心心各有執彼是則我是非之理詎能可定。相共賢愚如鑲无端。是
- 十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執
- 十二曰國司・國造勿斂百姓國非二君民無兩主。率
- 十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和
- 十四曰群臣百寮無有嫉妬我既嫉人人亦嫉我嫉妬之患不知是以五百之乃今遇賢千載以難待一聖。其不得賢
- 十五日背私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非故初章云上下和諧其亦是情歟。
- 十六曰使民以時古之良典。故冬月有間以可使民從春至秋
- 十七曰夫事不可獨斷必與衆宜論少事是輕不可必衆。唯逮

十七条憲法とは、

- ① 仏教が一番ですよ。
- ② 天子が一番ですよ。
- ③ 役人はこうしなさい。

おそらく、刑罰も規定されていたのであろう。

これを、604年に？
推古女帝を支えた聖徳太子が作った。？



「仏教が一番」とあるが、
当時の仏教は「女性蔑視」、推古女帝が受け入れるだろうか？

あまり触れられないが、推古女帝を支えた聖徳太子が作ったのであれば、

『妙法蓮華経』 鳩摩羅什漢訳（400年）

- ①一切衆生がすべて成佛できると説く。
- ②釈迦仏は法身佛・報身佛・応身佛であると説く。
絶対の真理を体現 法身を得て自ら成佛 衆生に法を伝える
- ③諸法実相・十如是など哲学的概念を説く。
仏が知り教示できる一切の存在の在り方、じゅうによぜ
- ④現世で苦難を救う観世音菩薩信仰へ導く。



pixta.jp - 50452348

成佛とは：

- ◆輪廻転生からの離脱＝解脱
- ◆解脱する方法が、悟りを開くこと

佛教が生まれたインドでは、
永遠に輪廻が繰り返されると、
信じられていて、
この輪廻が苦痛だった。



法華經の変成男子(へんじょうなんし)論

『妙法蓮華經』鳩摩羅什漢訳(400年)によると、

- ① 釈迦仏は一切衆生がすべて成仏できると説く。
- ② 釈迦仏は法身仏・報身仏・応身仏であると説く。
- ③ 諸法実相・十如など哲学的概念を説く。
- ④ 現世で苦難を救う観世音菩薩信仰へ導く。



しかし釈迦入滅後、インドでは女性蔑視の思想が入り込み、
女性は「救いがたき者」「仏になれない」とされた。

『中阿含經』一女人五障説(女性は仏になれない)

『五分律』一八敬法(先輩の尼でも後輩の僧に礼拝をしなければならない)

一若不聴女人出家受具足戒、佛之正法住世千歳。今聴出家、則滅五百年

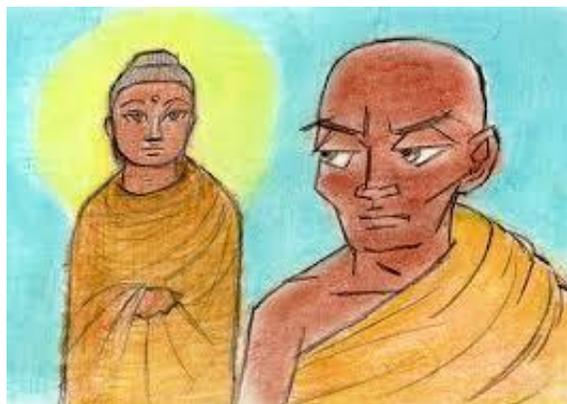
これが『妙法蓮華經・※提婆達多品』での救済に現われる。
提婆達多品は、前半は悪人成仏の話し、
後半は変成男子・龍女成仏の話し。

※鳩摩羅什漢訳には無かったが、490年法意によって加えられた。



『妙法蓮華經』28品中の 提婆達多品 第12品

※鳩摩羅什漢訳には無かったが、490年法意によって加えられた。



提婆達多（だいはだつた）とは、
元、釈迦仏の弟子で、後に背反して仏教界での
大悪人。釈迦の弟子となったが、驕慢の心で
分派し新しい教団をつくった。
霊鷲山の山頂から大石を落とし、釈迦の足の
指から出血させた。
象を酒に酔わせて、釈迦を襲わせた。

- ◆提婆達多品の前半は、悪人成仏の話し
- ◆提婆達多品の後半は、変成男子・龍女成仏の話し

実は救済だが、「悪人」と「女性」を同列で扱っている！



『妙法蓮華經』28品中の 提婆達多品 第12品

◆ 変成男子・龍女成仏の經典部分

爾時舍利弗語龍女言、汝謂不久得無上道、是事難信。所以者何、**女身垢穢非是法器**。云何能得無上菩提。佛道懸曠經無量劫勤苦積行具修諸度、然後乃成。又**女人身猶有五障**。一者不得作梵天王、二者帝釈、三者画像魔王、四者轉輪聖王、五者佛身。**云何女身速得成佛**。爾時龍女有一宝珠、價值三千大千世界。持以上佛、佛即受之。龍女謂智積菩薩尊者舍利弗言。我献宝珠世尊納受是事疾不。答言甚疾。女言、以汝神力觀我成佛、復速於此。當時衆会皆見龍女、忽然之間變成男子。具菩薩行、即往南方無垢世界、坐宝蓮華成等正覺、三十二相八十種好。普為十方、一切衆生演說妙法。

その時舍利弗は（八歳で成仏したという）龍女に言った。

「あなたが一瞬に悟りを得たと言うが信じがたい。**なぜならば女身は穢くて成仏できないとされているからだ**。佛道ははてしない苦行・菩薩行でかなうものだ。」

「**女身には五障が有る。梵天・帝釈天・魔王・轉輪聖王・仏身になれないということだ**。」

「**どうして女人の身で一瞬の内に成仏できるというのだ**。」

その時、龍女は素晴らしい価値ある宝樹を持って、釈迦仏にささげ、釈迦はこれを受け取った。そして龍女は智積菩薩と舍利弗に、「私の宝樹を釈迦仏はすばやく受け取られたか？」と聞く。「甚だ速かった。」と答えた舍利弗らに、「私の成仏がこれよりも速いことを見よ。」と龍女は言う。

そして衆会の皆が見た。**龍女が一瞬の間に男子に変じて、菩薩行を修め、南方無垢の世界に往き、宝蓮華に座し悟りを開いて、十方一切衆生のために妙法を説いた**。

『妙法蓮華經』28品中の 提婆達多品 第12品

その時舍利弗は（八歳で成仏したという）龍女に言った。
あなたは、一瞬に悟りを得たと言うが信じがたい。
なぜならば女身は穢くて成仏できないとされているからだ。
仏道ははてしない苦行・菩薩行でかなうものだ。
女身には五障が有る。梵天・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏身になれないということだ。
どうして女人の身で一瞬の内に成仏できるというのだ。



経典は、舍利弗（釈迦の弟子）の言葉で、
女性が差別されるものとした上で、
龍女が皆の前で突然男子に変成して成仏する姿を描く。
**本来、成仏できない女性であっても、
男性に生まれ変わって成仏できるとする。**

◆サンスクリット原典の現代語訳では、
「さて、その時、海龍王の息女は、一切の世人の眼前で、
しかも舍利弗の眼前で、その女性器官を内蔵せられ、
そして男性器官を現出せられ、そして菩薩に成った
我が身を衆目にさらして見せる。」
原典も、女性は成仏できない前提で書かれている。

十七条憲法の「仏教が一番」は、『日本書紀』の推古女帝に合わない

聖徳太子の時代（六世紀末～七世紀初頭）

推古天皇は、法華経の変成男子論を聞いて受け入れたのか？

我が国の古代には、イザナギ・イザナミ夫婦神に始まり、天照大神、卑弥呼・壹与、神功皇后の例、推古・皇極・斉明・持統に至る女帝の記録があるように、少なくとも女性蔑視までは見られない。その伝統を引継ぐ女性達には抵抗があったのではないか。

当時の仏教では、女性「救いがたき者」「仏になれない」存在だった。提婆達多品の変成男子で、やっと救われる存在だった。

女性である推古天皇を支える聖徳太子が、「仏教が一番」とする十七条憲法を作れるのか？



歴史学者の見方①：十七条憲法は

日本書紀の時代に合わない

君主の地位を絶対視する思想や中央集権的な官僚制的性格は、氏姓制度のもとでは理解しがたい。

独断を戒め衆議によるべしとは、蘇我氏専権時代には相応しくない。



津田左右吉 1949年

推古朝当時に「国司・国造」という連称も考え難い。百姓から租税を徴収し、それを自己の有とするというのは、地方豪族（国造）の権限範囲だ。

推古朝当時に国民の全てが天皇を主とするほど絶対的な地位にはない。

国司の成立は、大宝令成立以後のことである。



直木孝次郎 1982年

公地公民が実施された天武持統朝ごろの偽作と考える。

- 一曰 和を以て貴しと為し
- 二曰 篤く三宝を敬へ
- 三曰 詔を承れば必ず謹め、君を天、臣を地とす
- 四曰 群臣百寮、礼を以て本とせよ
- 五曰 饗を絶ち欲を棄て
- 六曰 勸善懲悪
- 七曰 人各の任有り
- 八曰 群卿百寮、朝早く出仕し、おそく退出せよ
- 九曰 信は義の本なり
- 十日 人の違う所を怒るな
- 十一曰 賞罰を明瞭にせよ
- 十二曰 国司・国造は私税を徴収するな、国に二君無く、民に両主無し
- 十三曰 任官された者は、同じく職掌を知れ
- 十四曰 群臣百寮、嫉み妬むこと無かれ
- 十五曰 私を背き公に向くのが臣の道なり
- 十六曰 民を使うに時を選べ
- 十七曰 事を独りで判断せず衆議せよ

歴史学者の見方①：十七条憲法は

日本書紀の時代に合わない

君主の地位を絶対視する思想や中央集権的な官僚制的性格は、氏姓制度のもとでは理解しがたい。

日本書紀の記述を見ると、この時代、天皇に絶対的権力があったとは言えない。

独断を戒め衆議によるべしとは、蘇我氏専権時代には相応しくない。

推古朝当時に国民の全てが天皇を主とするほど絶対的な地位にはない。

崇峻5年（592）蘇我馬子は天皇を殺させた。

馬子は587年に、物部守屋が天皇に推した穴穂部皇子も殺している。

推古32年（624）「葛城県は元々私（馬子）の本居である。そこで永久にこの県を私の県としたい。」と蘇我馬子が天皇に申し入れた。天皇は「私は蘇我の出で、馬子大臣は私の舅だ。大臣が夜に言われたことは夜明けまでに、昼に言われたことは暗くなる前に、口答えせずに聞き入れてきた。しかし今私の治世で、この県を失ったら、後々愚かな女性天皇と言われる。大臣の名も不忠との悪名が残るだろう。」と言って断った。

歴史学者の見方②：十七条憲法は七世紀後半の作？

歴史学者の見方②：十七条憲法は七世紀後半の作？

「東方に迫りつつある隋の圧力」を前に、官僚政治に基づく「強力なる中央集権的國家を建設せんとする思想が生まれ」これが憲法成立の背景だ。



瀧川政次郎 1934年

いやいや、天武・持統朝ではおかしい。

- 一曰 和を以て貴しと為し
- 二曰 篤く三宝を敬へ
- 三曰 詔を承れば必ず謹め、
君を天、臣を地とす
- 四曰 群臣百寮、礼を以て本とせよ
- 五曰 饗を絶ち欲を棄て
- 六曰 勸善懲悪
- 七曰 人各の任有り
- 八曰 群卿百寮、朝早く出仕し、
おそく退出せよ
- 九曰 信は義の本なり
- 十日 人の違う所を怒るな
- 十一曰 賞罰を明瞭にせよ
- 十二曰 国に二君無く、民に両主無し
- 十三曰 任官された者は、
同じく職掌を知れ
- 十四曰 群臣百寮、嫉み妬むこと無かれ
- 十五曰 私を背き公に向くのが臣の道なり
- 十六曰 民を使うに時を選べ
- 十七曰 事を独りで判断せず衆議せよ

第二条の「篤敬三宝」という仏教的立場は、僧尼令を成立させた天武・持統朝の仏教感とは合わない。



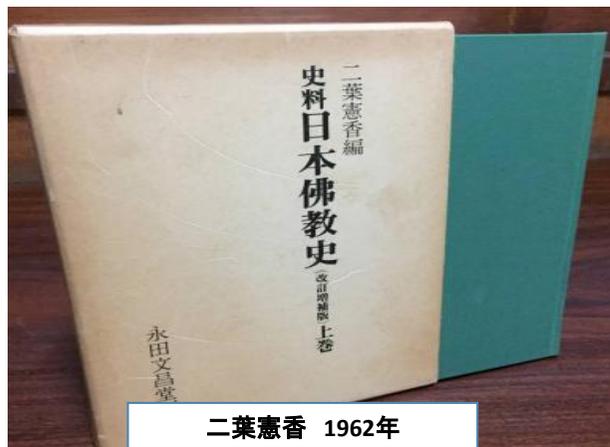
二葉憲香 1962年

隋は597年から4度に渡り、高句麗を攻めている。

隋は607年、608年と、流求国に侵略し、王宮を焼き、数千人を捕虜として連行した。

歴史学者の見方③：「仏教が一番」は七世紀後半にも合わない

第二条の「篤敬三宝」という仏教的立場は、僧尼令を成立させた天武・持統朝の仏教感とは合わない。

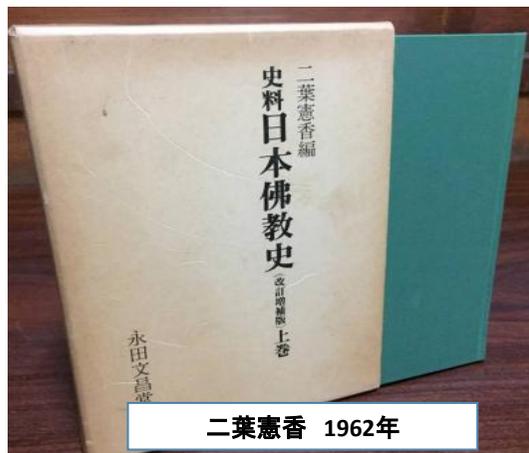


僧尼令一道僧格 (637) の影響か？

- | | |
|------------|--------------------------|
| 01 観玄宗条 | 僧尼は天文観察して、偽りの災祥を説くことを禁止。 |
| 02 卜相吉凶条 | 僧尼は吉凶占いをしてはならない。 |
| 03 自還俗条 | 僧尼が自ら還俗したなら報告すること。 |
| 04 三宝物条 | 僧尼が官人に贈答する、徒党を組むことを禁止。 |
| 05 非寺院条 | 私の道場を立て、衆を集め教化することを禁止。 |
| 06 取童子条 | 17歳以下の童子を弟子にすることを禁止。 |
| 07 飲酒条 | 酒・肉・五辛の禁止。 |
| 08 有事可論条 | 僧尼の有事に論ずることを禁止。 |
| 09 作音楽条 | 音楽・博打の禁止。 |
| 10 聴着木蘭条 | 木蘭・青碧・皂・黄・壊色以外の衣の着用禁止。 |
| 11 停婦女条 | 僧房に婦女、尼房に男夫を泊めることを禁止。 |
| 12 不得輒入尼寺条 | 僧が尼寺に入ることを禁止。 |
| 13 禅行条 | 僧尼が禅行修道する際は届けること。 |
| 14 任僧綱条 | |
| 15 修营条 | 僧尼が罪を犯した場合の規定。 |
| 16 方便条 | 詐りの方便、法名を俗人に与えることの禁止。 |
| 17 有私事条 | 僧尼が私事の訴訟をする場合の規定。 |
| 18 不得私蓄条 | 僧尼の私財蓄え、営利行為の禁止。 |
| 19 遇三位已上条 | 僧尼が道路で三位以上に遭った場合の規定。 |
| 20 身死条 | 僧尼の死亡届け規定。 |
| 21 准格律条 | 僧尼が犯罪を犯した場合の規定。 |
| 22 私度条 | 私度の禁止。 |
| 23 教化条 | 僧尼が俗人を歴訪しての教化禁止。 |
| 24 出家条 | 還俗した場合の規定。 |
| 25 外国寺条 | 罪を犯した僧尼の国外追放規定。 |
| 26 布施条 | 奴婢・牛馬・兵器の布施禁止。 |
| 27 焚身捨身条 | 焚身・捨身の禁止。 |

歴史学者の見方③：「仏教が一番」は七世紀後半にも合わない

第二条の「篤敬三宝」という仏教的立場は、僧尼令を成立させた天武・持統朝の仏教感とは合わない。



二葉憲香 1962年

僧尼令

- | | |
|------------|--------------------------|
| 01 観玄宗条 | 僧尼は天文観察して、偽りの災祥を説くことを禁止。 |
| 02 卜相吉凶条 | 僧尼は吉凶占いをしてはならない。 |
| 03 自還俗条 | 僧尼が自ら還俗したことを報告する事 |
| 04 三宝物条 | 僧尼が定 |
| 05 非寺院条 | 私の法 |
| 06 取童子条 | 17歳 |
| 07 飲酒条 | 酒 |
| 08 有事可論条 | 僧尼 |
| 09 作音楽条 | 音楽 |
| 10 聴着木蘭条 | 木蘭 |
| 11 停婦女条 | 僧房 |
| 12 不得輒入尼寺条 | 僧が尼 |
| 13 禅行条 | 僧 |
| 14 任僧綱条 | 僧 |
| 15 修营条 | 僧詐 |
| 16 方便条 | 僧尼 |
| 17 有私事条 | 僧尼 |
| 18 不得私蓄条 | 僧尼が |
| 19 遇三位已上条 | 僧 |
| 20 身死条 | 僧尼 |
| 21 准格律条 | 僧私 |
| 22 私度条 | 僧 |
| 23 教化条 | 還 |
| 24 出家条 | 罪を |
| 25 外国寺条 | 奴婢 |
| 26 布施条 | 焚身・捨 |
| 27 焚身捨身条 | |

01 天神地祇条

02 仲春条 祈年祭 (としごいのまつり)

03 季春条

04 孟夏条

05 季夏条 月次祭 (つきなみのまつり)

06 孟秋条

07 季秋条

08 仲冬条

09 季冬条

10 即位条

11 散斎条

12 月斎条

13 踐祚条

14 大嘗祭

大嘗は、天皇一世ごとに1年、国司が事を執り行う。

15 祭祀条

16 供祭祀条

17 常祀条

18 大祓条

19 諸国条

20 神戸条

神祇令

十七条憲法は 推古女帝の摂政 聖徳太子作 ではない

- 1、 十七条憲法は、
 - ① 仏教が一番とし、
 - ② 天子が一番とし、
 - ③ 役人の行動規範を示している。

2、 推古女帝は当時の女性差別の仏教が一番としないだろう。

3、 『日本書紀』から見ると、憲法制定は七世紀後半だ。
中国史書や思想史から見ると、憲法制定は七世紀初頭だ。

4、 そして①と②は思想上相容れない。＊矛盾がある。
唯一、隋の楊堅が目指した 菩薩天子であれば成立する。

＊この矛盾は、天子＝菩薩で解消する。

十七条憲法は、『日本書紀』の時代に合わない。推古女帝にも合わない。

『隋書』に現われる多利思北孤、釈迦三尊後背銘の上宮法皇なら、国家仏教施策をとり、十七条憲法を制定した倭国王に相応しい。



法隆寺釈迦三尊像

倭王、姓は阿每、字は**多利思北孤**、阿輩雞彌と号する。闕に遣使を詣でさせる。～王の妻は雞彌と号する、**後宮に女六七百人**有り。**太子を利**、**歌弥多弗利**と呼ぶ。～**阿蘇山**有り、其石故無く火が起り天に接する。

法隆寺釈迦三尊光背：

621年12月、**鬼前太后**が崩じ、

明年1月22日、**上宮法皇**が病床に伏した。

干食王后も病床につき、2月21日亡くなり、

翌日上宮法皇も登遐する。

地獄図を
連想させる名

日本書紀：厩戸皇子は621年2月5日に崩御

やはり、隋書に現われる **多利思北孤**が
七世紀初頭、**十七条憲法**を作ったのだ。

中国北朝の仏教事情

～紀元前1600年	漢族	夏	
～紀元前1000年		殷	
～紀元前800年		周	姫
～紀元前200年		春秋・戦国	孔子の時代
～西暦8年		秦	嬴(えい)、趙
～西暦220年		前漢	劉
		新	王
		後漢	劉
～西暦265年		三国時代(魏 曹・呉 孫・蜀 劉)	項羽と劉邦
～西暦420年		晋	司馬
～西暦502年	鮮卑族	北魏	拓跋⇒元
～西暦557年		西魏/東魏	高
～西暦589年		北齊/北周	宇文
～西暦618年		隋	楊
～西暦907年		唐	李
		宋/齊	劉
		梁	蕭
		陳	蕭



始皇帝



項羽と劉邦



諸葛亮

卑弥呼

倭の五王

聖徳太子

中国の仏教事情を遡ってみると、

～紀元前1600年		夏			縄文時代
～紀元前1000年		殷			弥生時代
～紀元前800年		周		漢族	
～紀元前200年		春秋・戦国			
～西暦8年		秦			
		前漢			弥生時代
	仏教が発祥	新			
	仏教が漢に伝わる	後漢			
	洛陽に白馬寺	魏・呉・蜀			
		晋			古墳時代
		沙門不敬王者論			
		宋 / 齊			
		蕭衍			
～西暦502年		北魏			古墳時代
～西暦557年	雲崗石窟 皇帝即如来	西魏 / 東魏	雲崗石窟 龍門石窟	梁 捨身・南朝480寺	
～西暦589年		北齊 / 北周			飛鳥時代
～西暦618年	北周の廃仏 菩薩天子	隋	楊堅	陳	
～西暦907年		唐		鮮卑族	奈良時代



雲崗石窟

中国北朝の仏教事情

なぜ、廃仏と崇仏が繰り返されるの？

鮮卑族による漢民族支配

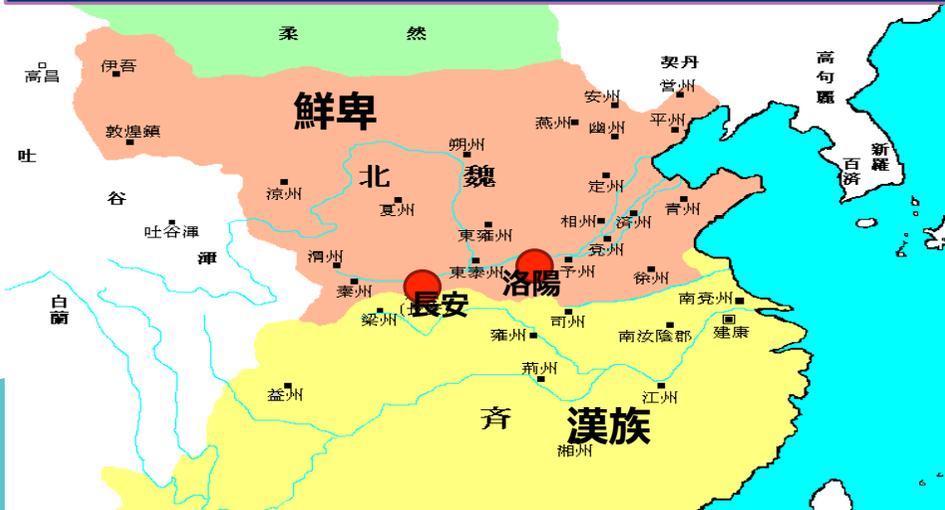
大義名分をどこに求めるか

- ①漢族との融合を目指し、漢化政策を推進する。
 - ・鮮卑の服装や言語の禁止
 - ・国名 魏
 - ・拓跋氏→漢風姓元
 - ・道教の擁護、仏教弾圧
- ②鮮卑族国粹主義
 - ・同じ異民族を起源とする
 - ・仏教を擁護 雲崗石窟

相反する2つの政策



北魏



隋



隋の楊堅は、北魏の「皇帝即如来」思想を引継ぐ

隋書帝紀によると、

隋の高祖文帝（楊堅）が（陝西省の）**般若寺**で生まれた時、紫色の気が庭に充満した。尼僧（智仙）が河東よりやって来て、皇妣に「この子は生まれ来る所が全く異なります、俗世間にこの子を住まわせてはなりません」と言った。

尼僧は高祖を連れて般若寺の別館に留まり、自ら**高祖を養育**した。

皇妣が高祖を抱くと、突如頭に角が生えてきて、体中を鱗が覆うのを目の当たりにした。

皇妣は驚いて赤子を地に落としてしまった。尼僧は外から入ってきて様子を見て

「ああ、我が子に驚いて天下を得る日を遅くさせてしまいましたね」と言った。

高祖の容姿は龍のような形のおごをして、額の上に玉柱が頭頂まで生えており、

眼光は射すくめるかのようで、手には「王」と浮き出していた。

隋文帝像



隋

隋の楊堅は、北魏の「皇帝即如来」思想を引継ぐ



この隋に、約百年ぶりに倭国から遣使がやって来た。

国家仏教

隋の「仏教治国策」

- ・ 大興善寺：国寺として大興城の中心に45州に設置。
- ・ 教化担当の僧官の設置：「五衆」や「二十五衆」（597年）と呼ばれる。
- ・ 仁寿舍利塔：仁寿年間（601年 - 604年）全国諸州111所に建立。

この隋に、約百年ぶりに倭国から遣使がやって来た。

開皇20年(600) 倭王、姓は阿每^(あめ) 字は多利思比孤^(たりにしほこ)
阿輩雞彌^(あはきみ)号する。遣使闕に詣でる。其の風俗を尋ねたところ、「倭王は天を兄とし日を弟として、天が未だ明けない時に出て政務を聴き、日が出ると止めて弟に委ねる」と言う。高祖^(604年死去)は「これはあまりにも筋の通らないことだ」と言って、訓令しこれを改めさせた。王の妻は雞彌^(きみ)と号し、後宮には女が六七百人いる。太子を名づけて利歌彌多弗利^(りかみたふり)と言う。城郭は無く、内官には十二等級ある。一曰大徳・次小徳・次大仁・次小仁・次大義・次小義・次大礼・次小礼・次大智・次小智・次大信・次小信で、人員の定数はない。

十七条憲法は、604年に聖徳太子が作ったとあるが、

大業三年(607) 其の王多利思比孤は使を遣わして朝貢した。
使者曰く「海西の菩薩天子が重ねて佛法を興すと聞く。故に朝拝に併せて沙門数十人に佛法を学ばせたい。」
其の国書に曰く「日出処の天子が書を致す。日没する処の天子はお変わりありませんか」云云。

菩薩天子と九州王朝

それまでの現世利益を目的とした仏教受容から、 隋から新しく

国家仏教を学ぼうとした

大業三年(607) 其の王多利思比孤は使を遣わして朝貢した。
使者曰く「海西の菩薩天子が重ねて佛法を興すと聞く。故に朝拝に併せて沙門数十人に佛法を学ばせたい。」
其の国書に曰く「日出処の天子が書を致す。日没する処の天子はお変わりありませんか」云云。

「重ねて佛法を興す」

- ・ 楊堅が亡くなり煬帝の時代
- ・ 今までとは異なる佛法を興す

「佛法を学ばせたい」

- ・ 既に佛法は伝わっている
- ・ 今までとは異なる佛法を学びたい

菩薩天子とは、天子であり、衆生を救う菩薩でもある。

現実世界の支配者であり、

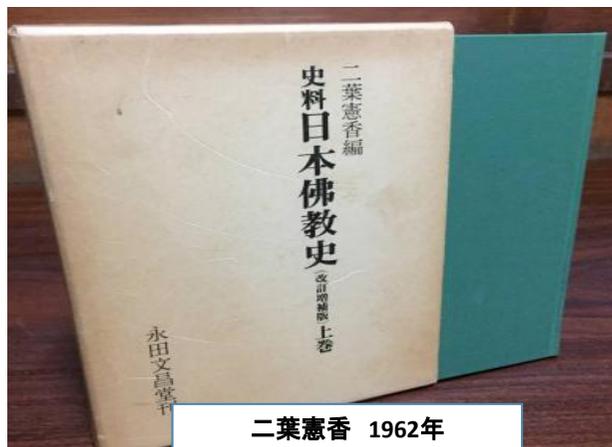
信仰(心)の救世主

菩薩天子と九州王朝

◆十七条憲法で、思想上相容れない条文◆

二曰く、篤く三宝を敬へ。

三曰く、詔を承れば必ず謹め、君を天、臣を地とす。



二葉憲香 1962年

承認必謹の要求と、篤敬三宝の要求とは、天皇自身が篤敬三宝側の立場に立つことによるのみ、辛じて、その矛盾の克服を考えるものである。しかし、現実には二つの思想の立場は相容れない。

二葉憲香

少なくとも、日本書紀にはこんな記載は無い。

菩薩天子とは、天子であり、衆生を救う菩薩でもある。

多利思北孤は隋の国家仏教を導入し、**菩薩天子**として支配を行った。

十七条憲法を作った菩薩天子は誰か？

多利思北孤は九州王朝の倭国王であり、聖徳太子ではない。

名前が違う
蘇我馬子でも無い

推古天皇とも違う

大和には阿蘇山は無い



厩戸皇子の子は
山背大兄皇子

厩戸皇子の母は
穴穂部間人皇女
あなほべのはしひとのひめみこ

厩戸皇子の妻は
菟道貝蛸皇女
うじのかいたこのひめみこ

亡くなった年も日も違う

倭王、姓は阿每、字は**多利思北孤**、阿輩雞彌と号する。闕に遣使を詣でさせる。～王の妻は雞彌と号する、**後宮に女六七百人有り**。**太子を利、歌弥多弗利**と呼ぶ。～**阿蘇山有り**、其石故無く火が起り天に接する～

法隆寺釈迦三尊光背にある上宮法皇の崩御

621年12月、**鬼前太后**が崩ず。

明年1月22日、上宮法皇が病床に伏した。

干食王后も病床につく。～

2月21日王后が亡くなり、翌日法皇も登遐す。
とうか

日本書紀：厩戸皇子は621年2月5日に崩御

菩薩天子と九州王朝 まとめ

	中国の仏教事情		日中関係		日本書紀・続紀
423年 452年	北魏の廃仏				
460年 499年	北魏の皇帝即如来				
502年 549年	梁の南朝480寺 (皇帝菩薩)	502年	倭王武の遣使 その後国交を絶つ		
560年 578年	北周の廃仏	}	鎖国 状態		
581年	隋の菩薩天子 (仏教治国策) 国家仏教			600年 607年	遣隋使 遣隋使
618年				624年	46寺、僧尼1385人
637年	唐の道僧格 (道先佛後)	630年	遣唐使		
690年	武則天 (佛先道後)	703年	遣唐使 日本国承認	701年	大宝律令 神祇令・僧尼令

十七条憲法の思想より、
制定はこの時期より他に無い。

制定したのは、隋書および法隆寺釈迦三尊後背銘より、
厩戸皇子ではなくて九州王朝の天子。

◆注目すべき条文◆

- 五条：（前略）百姓の訴えは一日に千件ある。永年にわたり訴訟を治める者は利益を得る事を常にしている。賄賂を貰っては裁きをゆるしてはならない。
- 十一条：手柄と過ちをはっきり見ぬいて、罰と賞をきちんと当て嵌めなさい。日頃は手柄でもないのに賞を与え。罪も無いのに罰しているが改めよ。
- 十三条：任命された役人は、職務・役目をわきまえなさい。或る人は病気になり、或る人は遠國に派遣され、一時任務を外れる事もあるが、帰任した日から常どおり役目を果たせ。



既に、役人による政治を経験している。

	中国の仏教事情		日中関係		日本書紀・続紀
581年	隋の菩薩天子 (仏教治国策) 国家仏教	600年 607年	遣隋使 遣隋使	部分的に律令政治が始まっていた。	604年 十七条憲法
618年		この時期に、九州王朝の天子が十七条憲法を制定した。		624年	46寺、僧尼1385人
637年	唐の道僧格 (道先佛後)	630年	遣唐使		

